

公益社団法人 青少年健康センター
2025 年度事業計画

I. 法人運営

① 法人事業等年間スケジュール

2025 年度の法人運営事業として計画しているものを以下に記載。2025 年度には役員の改選が控えており、定時総会中に臨時理事会の開催を予定している。また来年度は青少年健康センター創設 40 周年を迎えるため、11 月に 40 周年式典の開催を計画している。会場は文京区にある茗渓館を予定しており、2025 年 7 月ごろより招待状等の発送を行う予定である。

以下には確定しているスケジュールを掲載する。

5月	第1回 理事会	青少年健康センター三軒町ビル
6月	定時総会	青少年健康センター三軒町ビル
	臨時理事会	
11月	40周年記念式典	茗渓会館
3月	第2回 理事会	青少年健康センター三軒町ビル

② 1 部事業の開催頻度の減少・今後の事業継続の検討について

1 部事業の次年度以降の事業規模の縮小、および今後の事業実施の可否を検討する予定である。今後においては他と同様な事業を展開するのではなく、青少年健康センター独自にニーズの高い事業に力を注いでいく必要性が高いと判断している。現在、事務局とそれぞれの事業担当者とで、来年度の人員体制・事業の開催頻度について検討を重ねている状況であるが、事業の縮小等決まっているものについては以下の公益事業にて説明をする。

③ 公益目的事業 1-5 の事業統合について

2025 年 4 月からの公益法人認定法の改正により、公益目的事業における変更認定について手続きが変更・明確化されたため、青少年健康センターで申請している 5 つの公益目的事業を 1 つに統合することを計画している。従来、青少年健康センターで申請していた公益目的事業の中には、事業内容がそれぞれ近しいものや、事業規模が元々大きくないものや開催の縮小等から実績が乏しいものがいくつか見られていた。そのため事業報告等が複雑になることが過去に多々あったが、実状に則した形に変更し事務手続き簡便にすることを目的としている。

なお、変更手続きが完了となった場合、事業報告・計画等の資料に反映されるのは、2025 年度資料からとなる。

④ 賃金規定の改定について

今年度、世田谷区委託事業において人件費のベースアップを実施したが、法人全体として同水準でのベースアップ財源の確保が困難であったため、世田谷区委託事業の給与規定を別途作成する対応を行った。2025年度においては、委託事業元自治体の協力による予算増により、来年度法人全体の人件費ベースアップが可能となったため、法人一律の就業規則および給与規定を発効する。

*参考資料①参照

⑤ 新規助成金の開拓

2024年度においても、法人運営をより盤石なものにし、事業の発展性を支える体制を整えられるよう助成金を活用していく予定である。また職員等の要望・聞き取り等を実施し、今後の新規事業として見込められるものについては、積極的に助成金の活用を検討する。

II. 公益事業

① ひきこもり等生きづらさを抱える方々（以下、当事者）への相談・居場所支援事業

当事者が社会参加に向けて、復帰への総合的な支援を目指した事業である。対象者は当事者全般・保護者/家族である。現在は増加するひきこもり当事者・家族の高齢化にあわせ、従来の若者という枠組みだけでなく、幅広い年齢層の支援事業・社会参加事業を実践している。近年、要望が高まっている就労体験・就労支援等出口支援の拡充を目指し、地域との連携を強化する。なお本事業は内閣府への申請においては事業番号「公1, 公2」に該当する。

◎心理相談（茗荷谷クラブメンタル部門相談、※公1に該当）

対象者は当事者と保護者、家族である。公認心理師・臨床心理士・精神保健福祉士のカウンセリング、コンサルティングにより、ひきこもりから回復するための支援を行う。来所相談を原則としながら、自宅からの外出が困難の場合はアウトリーチの実施も含む。アウトリーチには、当事者が学齢期の場合、復学支援を目的としたものも含まれる。

◎居場所事業（茗荷谷クラブ、※公1に該当）

当事者に週3回程度の居場所を提供し、自立を促すプログラム・季節に応じた種々のイベント等を実施する。定期的にクラブ利用者の親とケアスタッフの会を開催し、情報・意見交換の場も執り行う。

◎社会参加支援事業（※公2に該当）

当事者が社会に踏み出す段階での一連のプログラムを提供する。座学やグループワーク、ボランティア体験、職場体験、中間的就労の場を提供する。特に地域の支援団体や支援機関と連携をしながら、企業開拓を推進し、出口支援の拡充を一層図る。また、社会参加支援の一環として外部交流のきっかけとなるサークル活動、サッカークラブ等の種々の活動・農業体験や地域に根差したコミュニティカフェ等の場を提供する。

◎委託事業

ひきこもり等の支援を志向した「ひきこもり支援推進事業」（厚生労働省）及び「子ども・若者育成支援推進法」（内閣府）を踏まえ、各自治体からの委託事業等により、公1「茗荷谷クラブの運営」及びその補完的支援事業が提供され、現在も実施している。

引き続き、本事業の情報提供や実際の委託事業実施等、上記方針に沿った形で複数の自治体等との連携を志向する。

- ・文京区 委託事業「STEP」ひきこもり等自立支援事業
- ・世田谷区 若者総合支援センター メルクマールせたがや事業
- ・台東区 若者育成支援推進事業
- ・千代田区 ひきこもり支援業務委託
- ・国立館学校 カウンセリング業務委託

② ひきこもり等生きづらさを抱える若者に関する知識の普及啓発を目的とする事業

当事者への理解を深め、対応を検討できるように受講形式の講座を行う事業である。対象者は当事者の家族・保護者、支援者である。遠方の方々に好評なオンラインでの開催と貸会場を用いた対面での実施を並行して行う予定である。なお本事業は内閣府への申請においては事業番号「公3、公4」に該当する。

◎思春期カウンセリング講座(※公3に該当)

2025年度の講座の実施は中止を予定している。以降の開催においては、事業担当者および、事業利用者のニーズに汲み取った上で再開を検討することとする。

◎「ひきこもりダイアローグ」講座(※公4に該当)

当法人会長であり、斎藤環会長を講師に、「実践的ひきこもり対策」講座として1998年より開催し、2018年度より実践的な講座にすべく「ひきこもりダイアローグ」講座と名称を変更した。2024年度より、年6回の開催に変更し、開催が行われない月に関しては質疑応答のみ応じている。講座では午前は「理論編」を、午後にオープンダイアローグ的手法を用いた対話を実践する「対話ワーク」に分けて開催する。

◎講演会・シンポジウム(※公4に該当)

(i)青少年健全育成に関するテーマを選び、講演会・シンポジウムを開催する。テーマについては、斎藤環会長を中心となり検討され、注目されている問題や支援技法等の内容に関するものとなる。

(ii)現在の当事者やご家族、その支援者等を対象に現実におきている問題を中心に講座を開催する。テーマについては青少年健康センター職員が中心となり検討する。

(iii)公認心理師および臨床心理士のための研修機会申請を行い、それぞれ該当する講習会・研修会を実施する予定である。

会員等を対象に年間2回程度のNews Letterの発行を予定しているほか、当法人作成書物、関係者の著作物等の頒布を行う。

③ 電話相談紹介

月曜日から金曜日の13:00～17:00に匿名で利用できる無料の電話相談である。日常的な電話相談はボランティア相談員が担う。希望者には無料で精神科医との電話相談が可能である。なお本事業は内閣府への申請においては事業番号「公5」に該当する。

2025年度以降、寄付金の減額が想定され、必要性が生じたときに、経費削減ため一部事業の縮小を検討する予定である。2025年度においては事業規模を維持し実施をする予定であるが、具体的に検討している縮小内容は以下の通りである。

- ・月に1度開催している医療相談の継続について
- ・平日開催している電話相談の頻度および職員体制について

現状の運営体制においては、相談員の高齢化や減少が大きな課題となっており、新たな相談員の追加等も難しい状況が続いている。2025年度以降の事業継続については、資金面・体制面の両面において事業担当者等と検討していく予定である。

以上